

空き家・空き地バンクチェックリスト(登録者用)

空き家の登録	・登記済みの建物である ※登記事項全部証明書等にて確認	<input type="checkbox"/>
	・個人が居住を目的として建築した物件である ・賃貸や分譲を目的として建築した物件ではない ・納屋、蔵、倉庫、店舗、工場ではない(店舗併用住宅は登録が可能) ・居住のための設備(台所、風呂、トイレ等)が揃っている	<input type="checkbox"/>
	・現在、居住していない(または、近く居住しなくなる予定 / 年頃)	<input type="checkbox"/>
	・適正に管理され良好な状態である(屋根や壁などの基本構造に著しい破損がない)	<input type="checkbox"/>
空き地の登録	・登記地目は宅地である	<input type="checkbox"/>
	・居住を目的とした建物を建築することができる宅地である	<input type="checkbox"/>
	・現在、使用していない(または、近く使用しなくなる予定 / 年頃)	<input type="checkbox"/>
	・適正に管理され良好な状態である	<input type="checkbox"/>
権利関係	・相続の登記が正しくされている。 または相続登記が未済であっても親族間で相続の方針が決定している	<input type="checkbox"/>
	【共同名義の場合】 ・バンクへの登録について共有者全員の同意を得ている	<input type="checkbox"/>
	【建物と土地の所有者が異なる場合】 ・バンクへの登録について土地所有者の同意を得ている	<input type="checkbox"/>
	【土地の境界があいまいな場合】 ※越境など ・隣地の土地所有者に物件を売却(賃貸)する意向を伝え、利用者(購入者・賃借人)が決まった際の方針についての話し合いが済んでいる	<input type="checkbox"/>
その他	・ハザードマップ(洪水・土砂災害)により登録を希望する物件の状況を把握している	<input type="checkbox"/>
	・物件に関する町税等の滞納がない	<input type="checkbox"/>
	・空き家・空き地バンク制度への登録時および契約等が発生する際には、区長や近隣住民に対して報告すること(物件見学時や契約時のトラブルを避けるため)	<input type="checkbox"/>
	・登録後、物件概要や写真等を町ホームページ等で公開することへの同意	<input type="checkbox"/>
契約・交渉	・契約前には相手方と話し合いの場を持ち建物や集落について十分に説明を行うこと(契約後、物件が手を離れた後も近隣トラブル等を発生させないようにするため)	<input type="checkbox"/>
	・町は物件の交渉等について一切関与いたしません ※発生したトラブルは当事者間で誠意をもって解決する必要があります	<input type="checkbox"/>
	・契約は町が仲介行為を行うものではありません ※当事者間で直接するか不動産業者へ仲介を依頼する方法があります	<input type="checkbox"/>
	・希望者は町が協定を結ぶ県の宅建協会を介し不動産業者に仲介を依頼できます ※契約が成立した場合は宅建物業法の規定による報酬の支払いが必要です	<input type="checkbox"/>
	・空き家・空き地バンクから知り得た相手方の個人情報(処分)します	<input type="checkbox"/>

【注意事項】

- ・チェックができない項目がある場合は事前にご相談ください。
- ・調査の結果や物件の状態等によりバンクへ登録できない場合がありますのでご了承ください。